

土地改良施設における安全管理の徹底について

[令和元年 5 月 31 日 元農振第 358 号]

農林水産省農村振興局整備部長から 各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
国土交通省北海道開発局農業水産部長
北海道農政部農村振興局長 } あて

土地改良施設における安全管理については、「土地改良施設の安全管理に対する徹底について」（平成 30 年 9 月 27 日付け 30 農振第 1957 号農村振興局土地改良企画課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長連名通知。以下「課長連名通知」という。）等の通知を発出していますが、平成 31 年 4 月 1 日以降、国営造成施設だけでも転落等により 6 人の方が亡くなるなど、依然として土地改良施設での人身事故が発生し、尊い生命が失われています。

改めて、土地改良施設における安全管理の徹底について、貴道管内の関係市町村を通じ、全ての土地改良施設の施設管理者に対し周知するようお願いいたします。

なお、周知の詳細は、課長連名通知のとおりとしますが、このたび、土地改良施設の施設管理者等関係機関における安全対策の実施を促進するため、別添のとおり「土地改良施設における安全対策事例集」を作成しましたので、安全管理の徹底の一助として周知に併せ配布をお願いいたします。